無料

中小規模事業場のみなさまへ

労働安全衛生法に基づく
化学物質管理の相談窓口

ラベル・ＳＤＳ・リスクアセスメントをはじめ、政省令改正による「新たな化学物質規制」に関する内容などのご質問にお答えします。

労働安全衛生法の関係政省令改正の主な概要

◇ **化学物質を製造・取扱う労働者への適切な保護具の使用**
◇ **ラベル・SDS・リスクアセスメント義務対象物質の大幅増加**
◇ **労働者がばく露される程度を濃度基準値以下※1または最小限度※2にする義務**
◇ **自律的な管理に向けた実施体制の確立**

※1：濃度基準値設定物質が対象　※2：※1以外のリスクアセスメント対象物が対象

よくあるお問合せ

ラベル・SDS 関係

・ラベルやSDSが必要になるのはどんな化学物質や化学品ですか

・ラベルやSDSの内容が分からないのですが

・秘密保持の場合の対応について

リスクアセスメント 関係

・化学物質のリスクアセスメントはどのように行えばいいですか

・「CREATE-SIMPLE」の使用方法

・リスクを低減するためにはどのような措置を講ずるべきか知りたい

政省令改正 関係

・新たな化学物質規制にはどのように対応すればいいですか

・特殊健康診断の実施頻度緩和とは何ですか

・濃度基準値以下の確認方法は

開設期間　**令和7年5月19日～令和8年3月18日まで**

受付時間　**月～金 10:00～17:00**

(12:00～13:00を除く ／ 土日祝日、国民の休日、年末年始を除く)

☎ **０５０－５５７７－４８６２**

テクノヒルHPからお問合せフォームをご利用いただけます。 テクノヒル　相談窓口　検索 **と検索ください。**

＊ **相談は無料ですが、通話料がかかります。**
＊ **メールでのお問い合わせについては、内容に応じて電話でご回答になる場合がございますのでご了承ください。**

厚生労働省 Ministry of Health, Labour and Welfare

令和７年度 厚生労働省「化学物質管理に係る相談を通じた周知事業」
【事務局】テクノヒル株式会社 化学物質管理部門　https://technohill.co.jp/